

パブリックコメント実施期間

令和6年2月22日（木）～令和6年3月22日（金）

沖縄県公文書管理条例(仮称)の骨子案に対するパブリックコメント

○ A氏（那覇市在）

- 骨子案を見るかぎり、沖縄県の公文書ライフサイクルの段階は、「公文書」と「特定歴史公文書」の二本立て。一方、国の公文書管理法では「行政文書」「歴史公文書等」「特定歴史公文書等」の三本立てになっており、公文書館への移管は、レコードスケジュールに基づいて現用段階のできるだけ早い時期に「歴史公文書等」に指定されることが重要である。よって、「歴史公文書等」を現用段階で明確に位置付ける必要がある。
- 公文書の「作成」「取得」とは、いわゆる「起案・決裁文書」のみを指しているのか、あるいは起案・決裁を経ずとも公務中に「作成」「取得」する電話録、電子メール、メモなども含まれるのかを「解釈及び運用基準」等で明確にして欲しい。
- 「実施機関の職員」に知事、副知事などの特別職が含まれるか否かを明確にすることが重要。特別職を含めるべきではないとする立場の理屈の一つに「知事が自ら公文書を作成、取得することはない」があるが沖縄県の針路を決める特に重要な政策決定は知事、副知事などによりされるので、特別職が公務中に「作成」「取得」する電話録、電子メール、メモなども「公文書」として位置づけてファイリングされるようにすべき。沖縄の歩みを記録で後世に引き継ぐため「実施機関の職員」に知事、副知事など、沖縄の重要な政策決定を左右する特別職も含まれるようにし、公務中の記録が残るような仕組みづくりが必要。
- 「公文書館保管文書」として「重要な公文書」が対象になっているが、「歴史的に重要な公文書」とすべき。本骨子案で「特定歴史公文書」という表現があり、公文書館で保存すべき公文書を指していると思うが、「重要な公文書」という表現だと、50年くらいの保存期間で足りる公文書でも公文書館に移管される可能性が出る。公文書館に移管されるのは「歴史的に重要な公文書」のみとし、その他の長期保存が必要な公文書は保存期間が満了するまで「中間書庫」で管理されるべき。
- 上記にもあるが、「重要な公文書は公文書館に移管」とあるのは「歴史的に重要な公文書は公文書館に移管」とすべき。

- ・ 本骨子案では、刑事訴訟に関する書類は「公文書の管理」の規定の適用除外としているが、鳥取県、島根県、香川県、熊本県、滋賀県、高知県などと同じように、実施機関が刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができるようにすべき。なぜなら、沖縄県は米軍による事件・事故、暴力団抗争など他府県にない事例も多く、100年後、200年後に沖縄社会を振り返る時、それらの記録が重要になる。

○ B氏（北中城村在）

- ・ 骨子案は、趣旨と、それに沿った主たる内容案から構成されているが、条例案そのものではなく、大きな方向性が示すものとなっている。その方がむしろパブリックコメントの幅を広げ、また、それに対する柔軟な対応が可能となるメリットがあるが、叩き台としては漠とした面もあり、意見を受けた後、さらに詰めた内容の案を公表し、県民との間に議論を深めるよう希望する。
- ・ 「特定歴史公文書」は、「公文書等の管理に関する法律」の用語と平仄をあわせ、「特定歴史公文書等」とするのがよい。
- ・ 県情報公開条例と平仄をあわせ、同条例第2条に列挙されている機関を全て列挙するようにする(骨子案では明確になっていないため)。
- ・ 「重要な公文書」は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例と平仄をあわせ、「歴史資料として重要な公文書」がよいと考える。
- ・ 「重要な公文書は公文書館に移管し、その他の公文書は廃棄する」を「軽微な文書を除き、公文書館に移管する」とする。
- ・ 「移管した公文書は、永久に保存するとともに、目録を作成して公表する」を「移管した公文書は、評価選別の上、歴史的に重要なものは永久に保存し、目録を作成して公表するとともに、その他の公文書は廃棄する」とする。
- ・ 「重要な公文書」を「特定歴史公文書等」とする。
- ・ 「刑事訴訟に関する書類は、公文書の管理の規定を適用除外とし、押収物は全ての

規定を適用除外とする。」を削除する。理由は、当該書類であっても情報公開条例に適用除外規定はなく、同条例との整合性を保つ必要があることと、そもそも「沖縄県公文書管理条例(仮称)」が、「公文書の適切な保存及び利用を推進する」趣旨のものである以上、当該書類といえども適切な保存は当然のことであり、また、利用については、情報公開条例の非開示事由等を勘案しつつ判断すべきであるから。

○ C氏（神奈川県在）

- 条例骨子案だけでは内容の適不適を判断できず、骨子案策定に至った県の公文書管理に係る問題意識(条例制定の動機)や公文書管理政策の方向性など、関連する議論の過程を適切に可視化しなければ条例骨子案に対する県民の意見提示は難しいのではないかと。特に、公文書管理条例化に至った問題意識について県の見解を聞きたい。
- 沖縄県は外形的には公文書館先進県と認識されているが、今回の公文書管理条例の制定は県の公文書館制度アップデートに繋がるか。現在の沖縄県公文書館は指定管理者制度による運用で、公文書管理条例制定に伴い、公文書館運営を「県直営」に戻し、沖縄県公文書館の専門職員が県文書の作成段階から関与し、より適切な文書管理を一貫的に制御できる体制を構築すべき。沖縄県組織が組織的疲弊も伴い現用文書管理が十分に行われていないと仄聞しており、その課題を克服するためにも、公文書館専門職員に県文書の発生段階から関与してもらうことが重要である。